

グリーン購入法について

(新たな特定調達品の紹介)

服部宏明

1. はじめに

環境型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取り組みに加え、需要面からの取り組みが重要であるという観点から、平成13年4月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が施行されました。

同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適

切な情報提供を推進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会構築を推進することを目指しています。また、国等の各機関の取り組みに関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。

2. 特定調達品目とその判断基準

グリーン購入法の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」として、リサイクルのしやすさや地球温暖化への影響など、製造から廃棄に至る製品ライフサイクル全体で環境

負荷を考慮して物品を選ぶように規定し、重点的に調達すべき「特定調達物品目」を定めています。

特定調達物品目は、当初、公共工事の建築資材や紙類、家電製品がリストアップされ、この中の照明という分野で、蛍光灯照明器具および蛍光ランプが特定調達物品目となっていました。平成14年4月より、環境配慮型道路照明および照明制御システムが新たに指定されました。指定された特定調達物品目を表-1に示します。

最近では、平成20年度の特定調達

- 目的** 環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について、
- ①国等の公的部門における調達の推進 → 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
 - ②情報の提供など

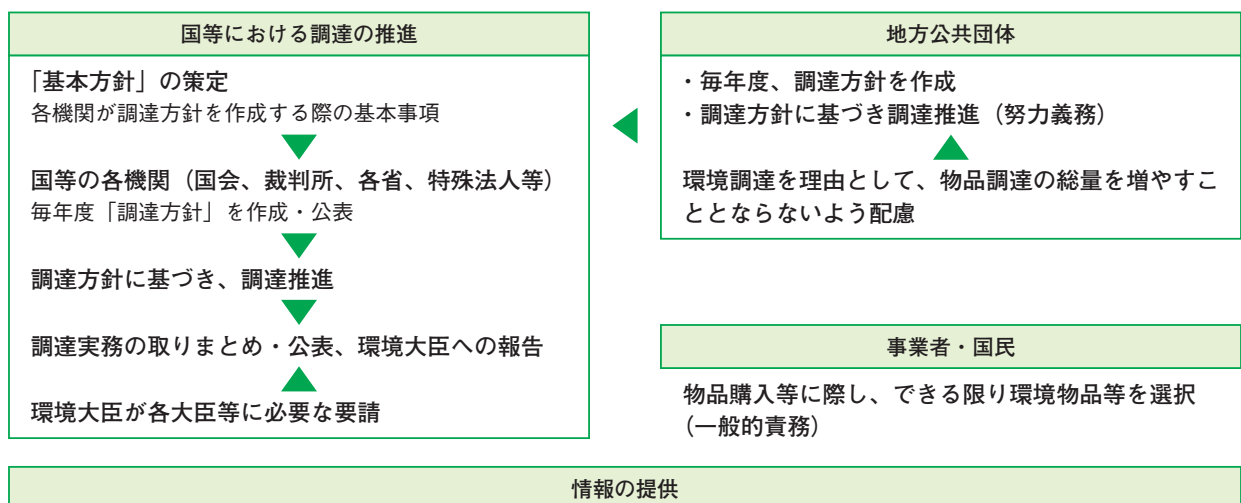


表-1 平成14年4月に新たに指定された特定調達物品目

物品目	判断の基準	配慮事項
照明制御システム	連続調光可能なHf蛍光灯器具と、それらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置よりなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。	
環境配慮型道路照明器具	高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して、電力消費量が35%以上削減されているものであること。	設置箇所求められる光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。

表-2 平成20年度に見直しが実施された特定調達物品目の判断の基準と配慮事項

物品目	判断の基準	配慮事項
蛍光灯照明器具	①Hfインバータ方式器具であること、または、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がWeb等で容易に確認できること。	①分解が容易であるなど、素材に再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。
LED照明器具	①エネルギー消費効率は、器具全体効率で20(lm/W)以上であること。 ②定格寿命は30,000時間以上であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がWeb等で容易に確認できること。	①分解が容易であるなど、素材に再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。
LEDを光源とした内照式表示灯	①定格寿命は30,000時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がWeb等で容易に確認できること。	①分解が容易であるなど、素材に再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

- ◇ 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。
 ①防爆型のもの ②耐熱型のもの ③防じん構造のもの ④耐食形のもの ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 ⑥40形未満の蛍光灯ランプを使用するものであって、壁掛け形又はつり下げ形若しくはじか付け形のもの
 ⑦鉱工業用機械用に設計されたもの ⑧家具用に設計されたもの ⑨さし込み口金及び蛍光灯ランプ用安定器が構造上一体となったもの
 ⑩蛍光灯ランプを保護するためのグローブが透明なもの
 ◇ 本項の「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁掛け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光灯ランプと構造的に互換性を有するLEDランプを装着するための照明器具については、当面の間、対象外とする。

品に関する検討を行う「特定調達品目検討会」の審議を経て、照明に関連する特定調達品目及びその判断の基準が見直しされました。

見直しが実施された内容は次の3点となります。

- ① LED照明器具及びLEDを光源とした内照式表示灯を品目として追加
- ② 蛍光灯照明器具の判断基準に特定の化学物質の含有率基準値を超えないこと、及び含有情報の表示・公表等を追加
- ③ G23口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光灯ランプについては、Hfインバータ方式照明器具とみなす旨を備考に記載
上記の具体的な判断基準と配慮事項を表-2に示します。

平成21年2月にはセラミックメタルハライドランプが判断基準に追加されています。

3. 特定調達品を採用した事例

照明(道路分野)に関する特定調達品の最新設置事例を紹介します。

「環境配慮型道路照明器具」

従来は、高圧ナトリウムランプを用いた道路照明器具が対象であったが、近年では、高圧ナトリウムランプと同等以上の性能を有するセラミックメタルハライドランプが開発され、道路照明器具の光源として採用



図-1 高圧ナトリウムランプを用いた事例

され特定調達物品目となっています。

4. おわりに

現在、照明に関する特定調達物品が広く使用され、環境に優しい照明として普及が進んでいます。

今後、環境負荷低減に資する製品の技術開発が加速し、これからもより一層の製品開発が進むものと思われます。

(はっとりひろあき：星和電機(株))



図-2 セラミックメタルハライドランプを用いた事例